

## 大阪市労連問題に対する連合大阪の見解

大阪交通労働組合役員による勤務時間中の組合活動に端を発して、橋下市長は大阪市労連の組合事務所退去に言及〔読売新聞(2011年12月27日)〕し、組合への便宜供与の全面禁止を指示〔毎日新聞(2012年1月16日)〕とするなどあからさまな労働組合攻撃を続けている。さらに2月9日、橋下市長が業務命令として大阪市全職員に対して行った政治・組合活動に関するアンケートは、勤労者の団結をおびやかすもの、つまり労働組合の存在を否定するものに他ならず、加えて憲法で保障された思想信条の自由の領域まで踏み込むものである。

こうした橋下市長の一連の労働組合攻撃には、論理の飛躍、すり替え、感情論、法的な誤り等が混在している。さらに、今回の問題は大阪市における労使関係にとどまらず、日本の労働運動、さらには日本の経済社会を支えている重要な社会的インフラとも言える「健全な労使関係」をも危うくするものである。

こうしたことから、大阪に働く勤労者の最大の組織である連合大阪は、以下の見解を表明するものである。

1. 公務員として働く職員が、民間企業で働く労働者と同じく憲法28条の「勤労者」にあたり労働基本権が保障されていることは最高裁においても承認されている。
2. そもそも労働組合(職員団体含む)の本来の目的は労働諸条件の向上であり、そのために必要な政治・政策要求活動は当然認められている。

労働組合がその最高意思決定機関である大会で、前記目的の実現のため政治活動を含む諸取り組み方針について決定し、それに基づき組合員が活動することになんら問題はない。

3. 今回、橋下市長は「公の施設内での政治活動はあってはならないと発言している〔読売新聞(同)〕が、「政治活動」の定義、そして具体的にどの行為を指して“あってはならない”としているのか不明確である。さらに労働組合の政治活動と政治団体の政治活動を同列に扱うことは法的な根拠を欠く。

4. 前項の「政治活動」が「勤務時間中に組合活動をした役員がいること」を指すのであれば、そのことについては慎む必要があるが、そのことをもってして何十年来にわたって認められてきた組合事務所の貸与を含む便宜供与の一切を禁止することは、明らかに論理の飛躍、すり替えである。労働組合に対する嫌悪感からの不利益扱い、支配介入とも受け取れる不当労働行為である。

最小限の広さの組合事務所を供与することについては労働組合法上も認められており、社会一般的に労使慣行としても認められている。

5. 橋下市長は、従来からの当該労使関係、協議の経緯を尊重すべきであるし、今後の対応にあたっては、社会通念上許容される範囲の平和かつ秩序ある方法により、当該労使関係を大切に、誠実に協議し対応していくことが必要である。

6. 橋下市長をはじめ大阪市当局は、今回のような「健全な労使関係」をないがしろにする一連の行為が、結果的に、市民への安心、安全かつ良質なサービスの低下につながっていくことを強く自覚すべきであり、さらに憲法をはじめ法を守るべき立場にある行政の長として、改めて健全な労使関係の構築に努力すべきである。

以 上